

第十管区水路通報

第 5 号

- 第 57項 九州東岸 - 宮崎港 小型船舶操縦訓練
- 第 58項 九州東岸 - 細島港 小型船舶操縦訓練
- 第 59項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 小型船舶等操縦訓練
- 第 60項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 小型船舶操縦訓練
- 第 61項 南西諸島 - 奄美大島、名瀬港 水中障害物撤去
- 第 62項 九州西岸 - 八代港 油抜き取り作業

★ 3 1 年 5 7 項 九州東岸 - 宮崎港 小型船舶操縦訓練

小型船舶操縦訓練が実施される。

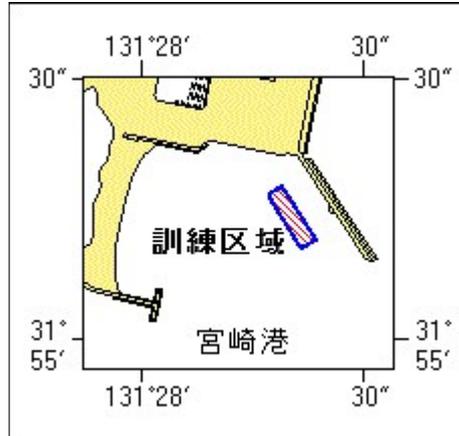
期 間 平成31年2月24日、3月2日、3日、4月6日、7日、14日、0830～1730

区 域 2地点を結ぶ線上、幅60m
(1) 31-55-16N 131-28-13E
(2) 31-55-10N 131-28-19E

備 考 区域内に浮標3基を設置

海 図 W 1 2 7 2

出 所 宮崎海上保安部



★ 3 1 年 5 8 項 九州東岸 - 細島港 小型船舶操縦訓練

小型船舶操縦訓練が実施される。

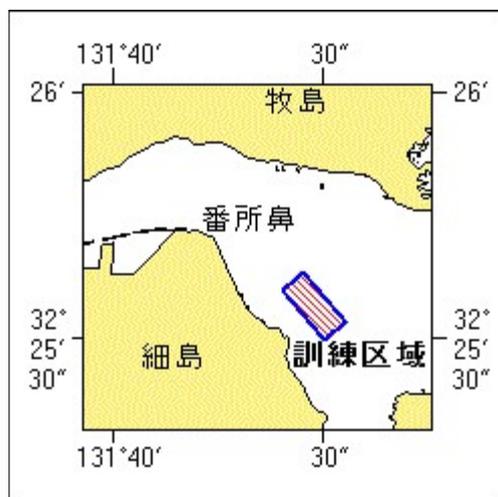
期 間 平成31年2月24日、25日、0730～1720

位 置 2地点を結ぶ線上、幅50m
(1) 32-25-37N 131-40-28E
(2) 32-25-31N 131-40-33E

備 考 区域内に浮標3基を設置

海 図 W 1 2 2 3

出 所 細島港長



★ 3 1 年 5 9 項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 小型船舶等操縦訓練

小型船舶操縦訓練及び特殊小型船舶操縦訓練(水上オートバイ)が実施される。

1 小型船舶操縦訓練

期 間 平成31年2月10日、11日、14日、15日、24日、25日
0730~1720

2 特殊小型船舶操縦訓練(水上オートバイ)

期 間 平成31年2月18日、0830~1720

区 域

2地点を結ぶ線上、幅50m

(1) 31-27-23N 130-31-36E

(2) 31-27-12N 130-31-34E

備 考

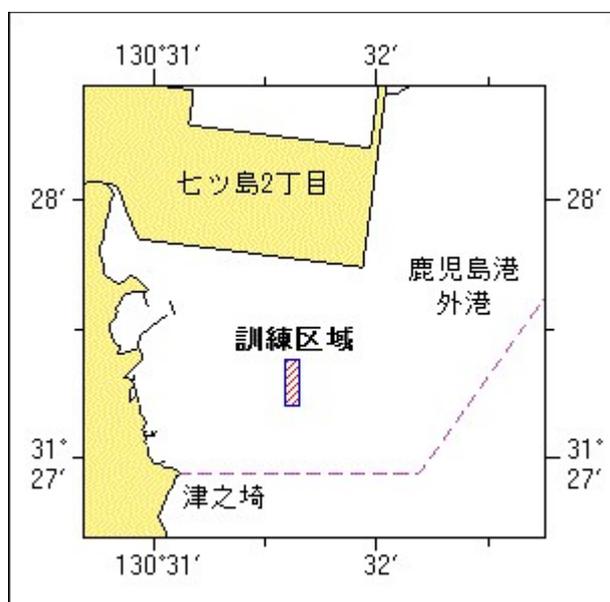
区域内に浮標3~6基を設置

海 図

W 2 1 4 B - J P 2 1 4 B

出 所

鹿児島港長

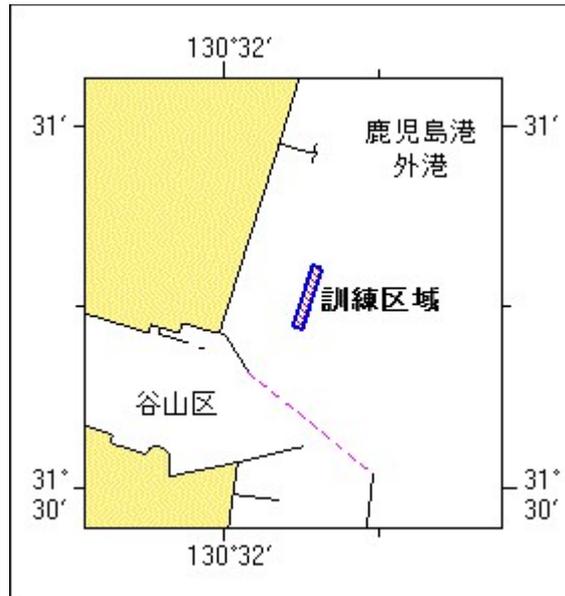


★ 3 1 年 6 0 項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 小型船舶操縦訓練

小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成31年2月16日、21日、23日、24日(予備日17日、22日、3月2日)

0730～1730
 区域 2地点を結ぶ線上、幅50m
 (1) 31-30-37N 130-32-17E
 (2) 31-30-27N 130-32-13E
 備考 区域内に浮標3基を設置
 海図 W214B-JP214B
 出所 鹿児島港長



★ 31年61項 南西諸島 - 奄美大島、名瀬港 水中障害物撤去

(十管区水路通報30年41号553号、31年3号25項削除)
 下記位置の水中障害物(倒壊した灯台)は撤去された。
 位置 28-23-59N 129-29-53E
 海図 W1202
 出所 奄美海上保安部

★ 31年62項 九州西岸 - 八代港 油抜き取り作業

作業船による油抜き取り作業が実施される。
 期間 平成31年2月9日～18日(予備日19日～28日)、日出～日没
 区域 32-28.3N 130-28.8E を中心とする半径600mの円内
 備考 付近に警戒船を配置
 油抜き取り対象船には点滅式灯を設置
 海図 W1243-W170-W174-W169-W206
 出所 八代港長

